

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開(平成25年度上半期分)

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの金 額、もしくは最低限の 金額 (単位:円)	交付又は支出 日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合 (H24.8月 現在)	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
海外子女教育振興財団	会費等	1,500,000	1,500,000	2013/4/25	当機構職員等が海外駐在する際の日本人学校の開設・運営および安全対策上、必要と判断されるため。	公財	国所管
金融情報システムセンター	会費等	430,000	430,000	2013/4/11	当機構の金融関連業務上、同センターによる情報が必要であるもの。	公財	国所管
トヨタ財団	専門家等の派遣経費	1,856,866		※2		公財	国所管
結核予防会	専門家等の派遣経費	3,472,999		※2		公財	国所管
笹川記念保健協力財団	専門家等の派遣経費	103,225		※2		公財	国所管
地球環境戦略研究機関	専門家等の派遣経費	1,494,586		※2		公財	国所管
日本障害者リハビリテーション協会	専門家等の派遣経費	267,125		※2		公財	国所管
青年海外協力協会	専門家等の派遣経費	249,392,137		※2		公社	国所管
認知症の人と家族の会	専門家等の派遣経費	512,129		※2		公社	国所管

農業農村工学会	専門家等の派遣経費	288,392		※2		公社	国所管
合計		259,317,459					

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※1:各名目の具体的内容は以下のとおり。

- ・会議費:業務上必要な会議に係る経費
- ・専門家等の派遣経費:専門家及び調査団員の所属先への人件費補てん
- ・旅費・交通費:研修業務及び調査業務にかかる旅費及び交通費等
- ・講義謝金等:研修業務、市民参加協力業務にかかる講義等にかかる謝金等

※2:専門家等の派遣経費の支出決定日は個人ごとに異なるが、原則として四半期毎に支払われている。

※3:公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。